

維持管理計画

1、第2条第2項第2号口関係 [産業廃棄物受入方法]

① 産業廃棄物受入方法及び搬入者等

- 1) 排出者・産業廃棄物収集運搬業者の車両による搬入。
- 2) 委託契約業者の搬入。
- 3) 自社産業廃棄物収集運搬車両による搬入。

② 受付での産業廃棄物の確認・計量・管理記録簿等

- 1) 施設入口（管理等部分）で、受付を行う。
- 2) 受け入れる産業廃棄物が、当施設で処理できる品目かの確認、及び当処理施設の処理能力に見合った量かの確認。目視等の結果、当処理施設で処理できない産業廃棄物及び有害物質等が混入・付着しているのが判明した場合は、受付（受入）を拒否する。
- 3) ダイオキシン類を含むばいじん・焼却灰（基準値以内）は、飛散防止の措置（梱包・固化等）をしていないものに対しては受付（受入）しない。
- 4) 受入の際に、産業廃棄物の発生場所・内容物・量等が確認できる書面（マニフェスト伝票）を提出させる。
- 5) マニフェスト伝票と搬入廃棄物の相違・記載漏れ等を確認する。
- 6) トランクスケールによる計量。
- 7) 管理簿への記載

③ 産業廃棄物処理方法

- 1) 搬入車両を誘導（積み替え・保管等は行わない）
- 2) 産業廃棄物を車両から投下前に品目の再確認（当処理施設で処理できない産業廃棄物等が混入・付着しているのが判明した場合は、処理の拒否をする。又、有害物質の含有の恐れがあるものについては試験検査書等の提出を求める）
- 3) 運搬車両より直接投下。
- 4) 廃プラスチック類・ゴムくず等は、埋立基準を遵守し、埋立基準より大きいものに対しては、中間処分場を紹介し、基準以下の大さに破碎等を行わせ搬入させる。
以上のように維持管理を行う。

④ 産業廃棄物受付時間及び作業時間

- 1) 受付時間：8時00分から17時00分まで
- 2) 作業時間：7時30分から17時30分まで

2、第1条第2項第1号 [飛散、流出防止対策]

① 産業廃棄物の処理施設内の飛散・流出

- 1) 管理方法：埋立処分時に産業廃棄物が埋立地の外部に飛散・流出しないように覆土・転圧・締めをする。特に廃プラスチック類（フィルム状）は、埋立作業中及び埋立完了後早急に覆土を行う。ダイオキシン類を含むばいじん・焼却灰（基準値以内）は、飛散防止の措置（梱包・固化等）をしてあるものに対しては、調湿等を行い、確実な飛散防止を行う。尚、ばいじん・焼却灰等（基準値以内）の敷き均し、締め固め作業等は行わない。
：産業廃棄物が埋立地以外への飛散・流出がないかは巡回により確認をする（台風・地震時は特に巡回を多く行い、堰堤の損傷等に気配りを行う）。
：飛散・流出があった場合は、即、飛散・流出物を回収し、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。更に、関係官庁に届出を行い、原因を追究し、再発の防止をする。

- 2) 点検内容：産業廃棄物処理施設内外全般（特に搬入口から埋立処分を行った処まで）。
- 3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。
- 4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。
：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）
- 5) 記録：記録簿に記載。
- ② 産業廃棄物の搬出入路の飛散・流出
- 1) 管理方法：飛散・流出等があった場合は、即、飛散・流出物を回収し、生活環境の保全上必要措置を講ずる。更に、産業廃棄物収集運搬車両等の運転手に注意を促し再発を防止する。
- 2) 点検内容：産業廃棄物搬出入路全般。
- 3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。
- 4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。
：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）
- 5) 記録：記録簿に記載。
- ③ 産業廃棄物の搬出入路の洗車場
- 1) 管理方法：産業廃棄物運搬車両（タイヤ等）に廃棄物が付着し、公道に出ないように隨時水をいれ、維持管理する。又、洗車場の土砂・泥等の堆積量の確認。
- 2) 点検内容：水量の確認、土砂・泥等の堆積量の確認
- 3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。
- 4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。
：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）
- 5) 記録：記録簿に記載。
- 以上のように維持管理を行う。
- 3、第1条第2項第2号・第1条第3項第2号 [悪臭防止対策]
- 1) 管理方法：悪臭を確認した場合は、即、薬剤（消臭材）の散布を行い、必要に応じて覆土等の適切な処置を行い、悪臭の発生原因を調査・確認を行い、再発を防止する。
- 2) 点検内容：産業廃棄物処分場、浸出水貯留施設、浸出水処理施設等の監視・巡回により確認。
- 3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。
- 4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。
：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）
- 5) 記録：記録簿に記載。
- 以上のように維持管理を行う。
- 4、第1条第2項第3号・第1条第3項第3号 [火災防止対策]
- 1) 管理方法：消火器2器を処分場管理棟内に常備、更に浸出水処理施設内に消火器2器を常備する。
：火災発生時には、消火器による消火をするが、消火器による消火が困難時には、消火器による消火に勤めながら、消防署に連絡をする。
：消火器は隨時使用出来るように常に点検整備を行い、品質保持期限等を確認し、保持期限時には交換を行う。
：火災発生時には、関係官庁に届出を行い、原因を追究し再発を防止する。
- 2) 点検内容：品質保持期限の確認、即使用可能状態の確認
- 3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。

：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

5、第1条第2項第4号・第1条第3項第4号【衛生害虫防止対策】

1) 管理方法：衛生害虫発生時には、衛生害虫に適した薬剤（殺虫剤・防虫剤等）を散布し、発生原因の調査を行い、再発を防止する。

：鼠・野犬・野鳥等の餌になる様な物は、即時覆度を行い、鼠・野犬・野鳥等が来ないようにする。又、野犬等の侵入には、柵により進入防止。

2) 点検内容：産業廃棄物処分場、浸出水貯留施設、浸出水処理施設等の監視・巡回により確認。

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。

：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

6、第1条第2項第5号・第2条第2項第1号イ・第2条第2項第2号イ【門扉・囲い等施設】

1) 管理方法：産業廃棄物最終処分施設入口に門扉、周辺には進入防止柵を設置、関係者以外の立入を防止し、閉鎖まで維持管理する。

：囲い設備は、閉鎖後も現状維持とする。

：地震・台風時には特に気をつけて巡回を行う。

：門扉・囲い（有刺鉄線付）の傾き・崩壊時には、即、立て直しを行い、再発を防止する。

2) 点検内容：門扉の開閉状況・鍵の有無・柵の崩壊等がないか、監視・巡回を行う。

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。

：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

7、第1条第2項第6号【立札（表示板（看板））施設】

1) 管理方法：入口に設置をし、移動等はしない。

：記載事項に変更等が生じた場合は、速やかに、記載内容を書き換える。

：地震時・台風時には特に気をつけて巡回を行う。

：破損時には、即、立て直しを行い、再発の防止をする。

2) 点検内容：立札の傾き・崩壊・遮蔽物の除去等。

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。

：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

8、第1条第2項第7号【貯留構造物（堰堤）施設】

1) 管理方法：地震時・台風時には、特に気をつけて巡回を行う。

：堰堤が崩壊（損壊・破損）する恐れがあると認められた時には、産業廃棄物の受入を中止し、

写真撮影を行い、即、必要な措置（応急措置）を講じ、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。

：堰堤崩壊（損壊）時には、写真撮影を行い、飛散流出物の有無を確認、飛散流出物がある場合、即、飛散流出物を回収、堰堤崩壊部分を直し、再発を防止すると同時に、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。

2) 点検内容：堰堤等の傾き・崩落、雨水等の排出施設等。

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。

堰堤の沈下等の有無確認＝1回以上／月

：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

9、第1条第2項第8号・第1条第2項第9号【遮水設備（シート）】

1) 管理方法：弛み・損傷（亀裂）等に最新の注意を払う。

：地震時、台風時には特に気をつけて巡回を行う。

：弛み・損傷（亀裂）時には、写真撮影を行い、即、損傷（亀裂）部分を熱溶融接着等により補修し、再発を防止すると同時に関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。

2) 点検内容：損傷（弛み・亀裂）等

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

：地下水観測井戸等の水質検査結果により、遮水設備の点検

4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

10、第1条2項第10・11号関係・第1条第3項第5号関係【地下水観測施設】

○地下水観測施設

1) 管理方法：浮遊ゴミ・土砂等の浸入防止蓋等の維持、蓋等の崩壊時には、崩壊部分を直し再発を防止する。又、地震時には損傷・水位等を確認する。

2) 点検内容：観測井戸への土砂等の浸入等を防ぐ蓋等の確認

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中＝1回／日以上（休業日を除く）。

：処理場閉鎖後＝2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

○地下水質検査

1) 検査項目：水質検査記録簿記載事項（別紙水質検査記録簿 No.1 地下水参照）

2) 検査頻度：処理場使用開始前＝全項目＝1回（委託）

：処理場稼動中＝全項目＝1回／年（委託）

＝電気伝導率・塩化物イオン濃度＝1回／月（委託）

：処理場閉鎖後＝全項目＝1回／年

3) 検査方法：札幌市・東立エンジニアリング㈱に委託

4) 検査記録：水質検査記録簿に記載・保管

5) 水質測定結果異常時の措置

：月1回行う、電気伝導率・塩化物イオン濃度が前月より濃度等が高い場合には、速やかに地下水全項目を調べる。

：水質（全項目）の測定結果、環境基準を超過した場合は、処分場の一時閉鎖を行い、関係官庁へ連絡すると同時に、原因究明に努め、関係官庁の指導等を仰ぐ。

以上のように維持管理を行う。

1 1、第1条第2項第12号・第1条第2項第15号 [雨水処理施設]

1) 管理方法：雨水側溝の通水状況を把握。

：地震時・台風時には特に気をつけて巡回を行う。

：雨水側溝の通水状況が悪い場合は、堆積土砂等を取り除く。

2) 点検内容：雨水側溝の通水状況を把握。

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認、土砂等の堆積物の有無を確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中=1回／日以上（休業日を除く）。

：処理場閉鎖後=2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

1 2、第1条第2項第13号 [調整池施設]

1) 管理方法：浮遊塵芥・土砂等の浸入防止・水位等の管理、浮遊塵芥及び土砂等の浸入・堆積時には、堆積土砂・浮遊塵芥の除去

：地震時・台風時には水位等を確認、漏水等、特に気をつけて監視・巡回を行う。

：調整池が崩壊（損壊・損傷）をする恐れがあると認められた時には、浸出液の導入を中止し、写真撮影等を行い、即、応急措置等必要な措置を工事、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。

：調整池崩落（損壊・損傷）時には、写真撮影を行い、浸出液の導入を中止し、調整池崩落（損壊・損傷）部分を直し、再発の防止をすると同時に、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。

2) 点検内容：崩壊・遮水シート等の損傷（亀裂）等の確認。

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：処理場稼動中=1回／日以上（休業日を除く）。

：処理場閉鎖後=2回／月以上。（閉鎖完了時まで）

5) 記録：記録簿に記載。

以上のように維持管理を行う。

1 3、第1条第2項第14号 [浸出液処理施設]

○浸出液処理施設

1) 管理方法：放流水の水質が基準に適合するように、浸出液処理施設（機械・薬品）の正常稼動を維持管理する。（計器類の作動状況の把握）

2) 点検内容：浸出液処理施設（機械・薬品）の正常稼動の確認。

3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。

4) 点検頻度：巡回回数：1回／日以上（休日を除く）

：メーカーによる定期点検：1回／月以上

5) 記録：記録簿に記載。

○放流水

- 1) 管理方法：放流水の水質が排出基準に適合するように、維持管理する。
- 2) 点検内容：浸出液処理施設（機械・薬品類）の正常稼動確認。
- 3) 検査項目：検査項目記載（別紙水質検査記録簿 No.2 放流水参照）
- 4) 検査頻度：処分場稼動中=水素イオン濃度・生物化学的酸素要求量・科学的酸素要求量・浮遊物質量・窒素含有量=1回／月（委託）
=全項目=1回／年（委託）
処理場閉鎖後=全項目=1回／年（委託）
- 5) 検査方法：札幌市・東立エンジニアリング㈱に委託
- 6) 検査記録：水質検査記録簿に記載・保管
- 7) 水質測定結果異常時の措置
：放流水の水質検査の結果、排出基準を超過した場合は、処分場の一時閉鎖・放流を中止し、関係官庁へ連絡すると同時に、原因究明に努め、それに見合った措置を取りながら、関係官庁の指導等を仰ぐ。

以上のように維持管理を行う。

14、第1条2項第16号・第1条3項第17号 [発生ガスの排除]

- 1) 管理方法：土砂等による目詰まり・崩壊等に注意する。
- 2) 点検内容：土砂等による目詰まり・崩壊等の確認。
- 3) 点検方法：当社職員による監視・巡視により確認。
- 4) 点検頻度：処理場稼動中=1回／日以上（休業日を除く）。
：処理場閉鎖後=1回／月以上。（閉鎖完了時まで）
- 5) 検査項目：排ガス測定項目は、CH4・CO2・排ガス量・排ガス温度・排ガス湿度。
- 6) 記録：記録簿に記載。
- 7) 異常時の措置：産業廃棄物の受入を一時中断し、原因究明に努め、それに見合った措置を取る。

以上のように維持管理を行う。

15、第1条2項第17号・第1条2項第18号・第2条2項第2号チ [開口部の閉鎖・覆いの破壊防止]

- 1) 管理方法：開口部から産業廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生、雨水の浸透を抑制する為、50cmの覆土をし、転圧・締固を行い樹木の植栽を行う。
- 2) 点検内容：地盤の沈下等の確認・樹木の育成状況の確認。
- 3) 点検方法：地盤の沈下等=自社による水準測量等
- 4) 点検頻度：自社=2回／月（閉鎖完了時まで）
- 5) 記録：管理記録簿に記載・保管

以上のように維持管理を行う。

16、第1条2項第19号・第2条2項第1号へ [記録の作成保存]

- ① 記録簿：産業廃棄物処理施設維持管理記録簿
：水質検査記録簿
：産業廃棄物集荷目録（管理票（マニフェスト伝票））
- ② 記録簿保管期間
：施設の維持管理に関する点検・検査の記録簿は、当該最終処分場の廃止まで処分場管理棟において保管する。
：水質検査記録簿は、当該当該最終処分場の廃止まで処分場管理棟において保管する。

：産業廃棄物集荷目録（管理票（マニュフェスト伝票））は、月別・搬入者別・産業廃棄物の種類ごとにして、パソコンにて管理を行う。

③ 関係書類の閲覧等

：閲覧場所：当産業廃棄物処理場管理棟にて

：閲覧日時：営業日、9時00分より16時00分までとする。

以上のように維持管理を行う。

17、ダイオキシン類関係

1) 検査箇所：地下水・放流水

2) 点検方法：札幌市・東立エンジニアリング㈱に委託

3) 点検頻度：1回／年以上

4) 記録：記録簿に記載

5) 水質測定結果異常時の措置

：水質検査の結果、基準値を超過していた場合は、関係官庁に連絡すると同時に原因究明に努め、それに見合った生活環境の保全上必要な措置を講じる。

以上のように維持管理を行う

18、維持管理積立金

埋立処分が終了するまでの間、毎年度、知事が通知する金額を維持管理積立金として積み立てる。

19、生活環境目標数値

○大気：大気汚染に係る環境基準以下を保持する。

○水質：公共用水域及び地下水質に係る環境基準以下を保持する。

○騒音：騒音に関する環境基準以下を保持する。

○振動：特定工場等において発生する振動の環境基準以下を保持する。

20、大気汚染・振動・騒音防止対策及び景観等

○大気：風向・風力等を考慮して作業を行う。

○水質：処理できないものを処理しない。

○騒音：重機等は、7時30分から17時30分までの稼働とする。

○振動：重機等は、7時30分から17時30分までの稼働とする。

○景観：景観等に与える影響が出る物、工作物等は作らない。又、注意をしながら作業をする。

21、緊急連絡体制

